

## 名誉会長・顧問・幹事選任規程

(目的)

第1条 本規程の目的は、定款第22条に基づく名誉会長、顧問、および幹事を公正・中立に選任することを目的とする。

(名誉会長および顧問の選任基準)

第2条 名誉会長および顧問は、会員又は会員である団体の構成員の中から理事会において選任し、総会で報告される。選任基準は原則として次の基準をすべて満たす者とする。

(1) 名誉会長

(ア) 会長在任2期(4年)以上務め、さらに会長以外の理事在任3期(6年)以上務め、本会の発展に貢献の認められる者。

(イ) 65歳以上を原則とし、本会会員が所属する機関の役員でない者。

(2) 顧問

(ア) 理事在任5期(10年)以上務め、さらに委員会等の活動実績も合わせ特に業績・貢献が認められる者。

(イ) 本会の組織運営に精通し、今後の本会の発展に寄与できる能力と見識をもった者。

(ウ) 65歳以上を原則とし、本会会員が所属する機関の役員でない者。

2. 理事会は、第2条第1項の基準を満たさない場合であっても、本会への功績等を鑑みて名誉会長および顧問を選任することができる。

(名誉会長および顧問の処遇)

第3条 名誉会長および顧問は本会に対して意見を述べることができる。ただし、理事会・社員総会における議決権は有しない。

2. 名誉会長および顧問は役員選挙における選挙権・被選挙権を有しない。

3. 名誉会長および顧問は会費を免除される。

4. 名誉会長および顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(幹事の選任基準と職務)

第4条 幹事は、会員または会員である団体の構成員の中から理事会において選任し、総会で報告される。

2. 幹事は理事の通常業務を補佐する。

3. 幹事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の承認による。

付 則

本規程は平成24年1月8日より施行する。